

建設省厚契発第12号
建設省技調発第46号
平成7年3月22日

最終改正 平成16年12月22日 国地契第29号
国官技第199号
国営計第104号

各地方建設局総務部長
各地方建設局企画部長 あて

建設大臣官房地方厚生課長
建設大臣官房技術調査室長

工事希望型指名競争入札方式の手続について

地方整備局の所掌する工事を指名競争に付する場合において、建設業者の入札参加意欲を反映するとともに、当該工事の施工に係る技術的適性を把握するため、指名業者の選定に先立って、地方建設局長又は事務所長（以下「地方建設局長等」という。）が、相当数の建設業者に対し、工事受注希望の確認と技術資料の提出を求める「工事希望型指名競争入札方式」に係る手続を定めたので、下記事項に留意の上、平成7年度から実施されたい。

なお、工事請負業者の選定手続は、従来どおり会計法令等に基づいて行うものであることに留意されたい。

追って、「意向確認型指名競争入札方式の試行手続について」（平成6年6月21日付け建設省厚発第265号、建設省技調発第133号）は廃止する。

記

1 対象工事

工事希望型指名競争入札方式は、工事規模が概ね1億円以上2億円未満の工事のうち、地形地質条件、施工条件等の施工上の技術的特性を勘案して地方整備局長又は事務所長（以下「地方整備局長等」という。）等が必要と認める工事について行うものとする。

なお、特殊な施工技術を必要とする工事で技術資料の提出を求める業者を相当数選択できないと認められる場合等で、地方整備局長等が「公募型指名競争入札方式の手続について」（平成6年6月21日付け建設省厚発第264号、建設省技調発第132号。以下1において「公募型指名競争入札通達」という。）に基づく手続による方が適当と認めた場合は、公募型指名競争入札通達に基づく手続によっても差し支えない。

2 技術資料の提出を求める業者の選択

地方整備局長等は、1に掲げる対象工事を発注しようとする場合においては、工事請負業者選定事務処理要領（昭和41年12月23日付け建設省厚第76号。以下「選定要領」という。）に基づく指名競争参加資格の認定を受けている者のうち、希望する工事の内容（資格審査申請書に添付する業態調書において、希望する工事の内容を記載する工事種別に限る。）、当該工事の規模、当該建設業者の認定時の評価、地域的特性等を勘案して、4の技術資料の提出を求める業者を10数社から

20社程度選択するものとする。

3 技術資料の提出を求める際に送付する資料及びその送付方法

地方整備局長等は、技術資料を収集しようとするときは、次に掲げる事項を記載した書類（以下「送付資料」という。）を2により選択した業者に送付するものとする。

なお、送付資料は郵送又は電送により送付するものとし、電送の場合は受付確認を行うものとする。

- (1) 当該工事について工事受注希望がある場合には、技術資料を作成し、提出すること
- (2) 工事の概要
- (3) 技術資料の作成及び提出に係る事項
- (4) 実施上の留意事項
- (5) その他地方整備局長等が必要と認める事項

4 技術資料の内容

- (1) 技術資料の内容は、次に掲げるものの中から、当該工事の特性等に応じて地方整備局長等が選択するものとする。

① 施工実績

イ 同種又は類似の工事の施工実績（平成8年4月1日以降に完成した大臣官房官庁営繕部所掌の工事又は地方整備局所掌の工事（旧地方建設局所掌の工事を含み、港湾空港関係を除く。）に係る施工実績にあつては、旧地方建設局請負工事成績評定要領（昭和42年3月30日付け建設省官技第15号）別記様式第1及び旧官庁営繕部請負工事成績評定要領（昭和54年6月22日付け建設省営監第13号）別記様式第1の工事成績評定表並びに請負工事成績評定要領（平成13年3月30日付け国官技第92号）第5第2項及び官庁営繕部請負工事成績評定要領（平成13年3月30日付け国営計第87号、国営技第33号）第5第2項に規定する工事成績評定表の評定点合計（②ロにおいて単に「評定点合計」という。）が65点未満のものを除く。ロにおいて同じ。）

ロ 近隣地域内における工事の施工実績

② 配置予定の技術者

イ 主任技術者又は監理技術者の予定者氏名（複数の候補者でも可）

ロ イの予定者の資格、工事経験（評定点合計が65点未満のものを除く。）等

- (2) (1)①イ及びロの施工実績並びに②ロの工事経験に係る技術資料には、次の①から⑤までに掲げる工事成績評定通知書（以下(2)において単に「工事成績評定通知書」という。）が含まれるものとする。この場合において、評定の結果の通知を受けた者から、紛失等により、工事成績評定通知書の写しの交付を求められたときは、当該工事成績評定通知書の写し又はこれに準ずるものを交付するものとする。

① 旧「地方建設局請負工事成績評定要領」の別記様式第2の工事成績評定通知書

② 旧「官庁営繕部請負工事成績評定要領」の別記様式第2の工事成績評定通知書

③ 「請負工事成績評定要領の運用について」（平成13年3月30日付け国官技第93号）の別添4の別記様式第1の工事成績評定通知書

④ 「営繕工事に係る請負工事成績評定要領の運用について」（平成13年3月30日付け国営技第32号）の別添4の別記様式第1の工事成績評定通知書

⑤ 「官庁営繕部請負工事成績評定要領の運用について」（平成13年3月30日付け国営計第88号、国営技第34号）の別添4の別記様式第1の工事成績評定通知書

5 技術資料の審査

地方整備局長等は、提出された技術資料の審査を行い、審査の結果を踏まえ、選定要領第16の指名基準に基づき、技術資料を提出した者の中から当該工事の競争入札に参加する者を、入札・契約手続運営委員会の議を経て、指名するものとする。

6 工事費内訳書の提出

第1回の入札に際しては、入札参加者に当該入札に係る入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求めるものとし、送付資料及び指名通知書にその旨記載するものとする。この場合において、工事費内訳書の様式は適宜とするが、少なくとも数量、単価、金額等が記載されたものとする。

7 苦情申立て

- (1) 地方整備局長等は、技術資料を提出した者のうち当該工事について指名しなかったものに対して、指名しなかった旨及び指名しなかった理由（以下「非指名理由」という。）を書面により通知するものとする。
- (2) (1)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に、書面により、地方整備局長等に対して非指名理由についての説明を求めることができるものとする。
- (3) 地方整備局長等は、非指名理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に書面により回答するものとする。
- (4) (1)から(3)までに掲げる事項については、3の送付資料において明らかにするとともに、(2)に掲げる事項については、(1)の通知において明らかにするものとする。
- (5) (1)の通知は、当該工事に係る指名通知と同時に行うとともに、非指名理由については、選定要領第16第8号に規定する指名基準の各事項（指名が特定の有資格業者に偏しないこと及び同号イからチまでの事項をいう。）のいずれの観点から指名しなかったかを明らかにするものとする。
- (6) 地方整備局長等は、(3)の回答内容を入札・契約手続運営委員会に報告するものとする。

8 再苦情申立て

地方整備局長等は、3の送付資料及び7(3)の回答において、次に掲げる事項を明らかにするものとする。

- (1) 地方整備局長等からの非指名理由の説明に不服がある者は、非指名理由の説明に係る書面を受け取った日から7日（休日を含まない。）以内に、書面により、地方整備局長等に対して、再苦情の申立てを行うことができる旨及び再苦情申立てについては入札監視委員会が審議を行う旨
- (2) 再苦情申立ての受付窓口及び受付時間
- (3) 再苦情申立てに関する手続等を示した書類等の入手先

9 実施上の留意事項

- (1) 本手続においては、技術資料が提出されたことをもって、提出者に工事受注希望があるものとみなす。
- (2) 技術資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とするものとする。
- (3) 技術資料は、提出者に無断で使用しないものとする。
- (4) 技術資料に虚偽の記載をした者は、工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を行うことがあるものである。
- (5) (2)から(4)までに掲げる事項については、3の送付資料において明らかにするものとする。

附 則

平成7年度においては、1に掲げる対象工事については、原則、一般土木工事、建築工事、電気設備工事、プレストレスト・コンクリート工事、塗装工事、維持修繕工事、機械設備工事、通信設備工事及び受変電設備工事について行うこととし、他の工事種別においても試行的に行うこととしても差し支えない。